

韓国知的財産ニュース 2013 年 8 月前期

(No. 252)

発行年月日：2013 年 8 月 25 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、8月1日から16日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 発明振興法の改正を分析(8.5)

関係機関の動き

- 2-1 2013 年第 2 四半期における知的財産権の動向(8.2)
- 2-2 技術補償基金 知財に最大 50 億ウォンまで支援(8.5)
- 2-3 韓国特許庁、四半期ごとに「知識財産統計 FOCUS」を発刊(8.6)
- 2-4 韓国特許庁と信用保証基金 「知的財産保証」を新規施行(8.7)
- 2-5 知財の価値 金額に換算して DB 化する(8.9)
- 2-6 主要国特許庁の審査進行情報が一目でわかる(8.12)
- 2-7 中国科学院 科学技術翰林院と知的財産過程を新設(8.13)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 異例な拒否権の行使…今後の特許交渉にも影(8.4)
- 3-2 米政府、ITC の判決に拒否権を行使(8.5)
- 3-3 韓国政府 USTR の輸入差止め拒否権行使に懸念を表明(8.5)
- 3-4 現代起亜車、米でスマート車の特許侵害で提訴され(8.5)
- 3-5 ITC アップルに軍配…米大統領の拒否権行使可能性は低い(8.11)
- 3-6 サムスンや LG など韓国メーカー ITC での判決 10 件以上(8.14)

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 インテル、北朝鮮進出に向け米政府に商標権登録を申請(8.7)
- 4-2 サムスン電子 米特許庁に「ギャラクシー・ギア」商標出願(8.7)

その他一般

- 5-1 QR コードが多方面で特許出願が活発(8.1)

- 5-2 金融界 知財支援ブーム(8.11)
- 5-3 科学技術競争力 米国には4.7年遅れ中国より1.9年先行(8.13)

法律、制度関連

1-1 発明振興法の改正を分析

電子新聞(2013.8.5)

これまで、研究開発(R&D)人材や従業員などの発明者の権利を強化する職務発明補償制度を求める声が多くあった。保障システムの規定を設けることに、発明家の立場を反映すべきだということだ。6月末の発明振興法の改正案が国会の本会議で議決された。改正法が適用されれば、職務発明のシステムは、米国と類似となる。しかし、インテルなど米国に本社を置いている企業も職務発明補償を人事評価などにのみ反映していることを踏まえ、限界をはっきりしている。逆に企業が紛争を回避するための端緒を与えたという指摘もある。発明を奨励し、知的財産の創出を通じて産業革新をうながすため、現実的な職務発明の保障がなされるべきだという声が出ている。

改正法は、企業が職務発明の特許を取得するためには、発明した従業員と協議し、継承規定を設けるべきだというのが主な内容だ。会社内に職務発明審議委員会を設置し、従業員の参加が参加しないと補償手続きは認められない。ユルチョンのユ・ヨンイル弁護士は、「企業は、職務発明補償に対する産業トレンドの変化を認識すべきだ。来年1月の改正案施行前に、企業内の職務発明プロセスをすべて見直さなければならないだろう」と説明した。

これまで、職務発明の保障がきちんと行われず、紛争にまで拡大したとき、保障の規模などは、大半は裁判所の裁量によって決定されていた。

ジェナ特許事務所のナ・ソンゴン弁護士は、「改正発明振興法が施行され、労使の合意を通じて保障が行われるだろう。保障価値判断の基準を設定するとき、従業員の意見が強く反映される可能性がある」と分析した。

改正発明振興法の限界を指摘する声もある。労働組合がきちんと機能をしている企業では、職務発明審議委員会の運営が容易となる。しかし、大半がエンジニアで構成される先端製品、ソフトウェアの大手と中小・ベンチャ企業は、労働組合も名ばかりなところが多い。逆に企業の防御手段に転落する可能性もある。補償規定は、労使の合意に基づいて導き出されたというのが法的証拠として利用される。職務発明審議委員会で設けた規定を手続きとしてすべて遵守すれば、それによる補償額は、正当な補償金としてみなされるため、紛争が発生したとき、使用者(企業)は、責任を回避できる。

職務発明補償が現実化するためには、企業の認識の転換が先行するべきだという指摘だ。ユ弁護士は、「改正法の趣旨は、職務発明家の権利を保護して産業の発展に貢献する

ということだ。正当かつ合理的な保障システムが確立され、企業革新をうながせる方向に見直されるべきだ」と述べた。

<クオン・ドンジュン記者>

関係機関の動き

韓国特許庁(2013.8.2)

2013年第2四半期における知的財産権の動向
-知的財産権の出願件数は、前年同期比、10.3%増加-

□出願動向

○2013年第2四半期における知的財産権の出願件数は、108,882件と前年同期比では10.3%増加

-権利別には、特許、デザイン、商標それぞれ7.9%、3.9%、18.5%増加、実用新案は4.7%減少

※実用新案の場合、先登録制度や二重出願制度の廃止などにより、減少傾向

○内・外国人別には、内国人12.1%、外国人0.6%がそれぞれ増加

-特許の場合、内国人が10.1%、外国人1.0%それぞれ増加

○地域別では済州と大邱が55.5%と44.6%になり、最も高い増加率

-国家別には、スウェーデンが74.8%、ベルギーが15.2%増加した。主要国では、米国(6.4%)と中国(9.5%)が増加したが、日本(▽8.2%)は減少した。

○出願人別では、大手企業と中小企業がそれぞれ13.9%、14.3%増加し、公企業と国(政府)がそれぞれ1.5%、4.8%減少した。

-第2四半期において著しい出願増加率を示した出願人は、特許・実用新案の場合、サムスンディスプレイが、商標では、株式会社イーランドディテール、デザインはヨンリム林業となった。

□登録動向

○2013年第2四半期における知的財産権の登録件数は68,303件と、前年同期比11.6%が増加

-権利別では、特許が4.8%、商標は31.3%増加した一方、実用新案とデザインはそれぞれ6.0%、0.5%減少した。

○内・外国人別では、内国人12.1%、外国人9.5%増加

-地域別では、慶北と済州がそれぞれ44.3%、28.7%で最も高い増加率を示した。

-国家別では、中国56.1%、スイスが49.0%増加し、主要国では、米国(6.1%)、ドイツ(12.0%)は増加したが、日本(3.7%)は減少した。

○ 権利者別では、大手企業が 11.0%、中小企業は 12.2%増加したが、公企業と学校法人がそれぞれ 51.7%、81.2%という著しい減少傾向を示した。

- 第 2 四半期に著しい登録増加率を示した主要権利者は、特許・実用新案は「株式会社ポスコ」、商標では「株式会社オリオン」、デザインは「コーロンインダストリ株式会社」となった。

□ 審査および審判の動向

○ 審査請求件数は、40,942 件となり、前年同期比 1.7%増加

- 特許審査の請求件数は 38,528 件と、前年同期比 2.4%増加、実用新案の場合は 2,414 件で 8.0%減少

- PCT 国際調査申請件数は、6,863 件と、前年同期比 19.3%増加し、国際調査処理件数は、7,264 件で前年同期比 0.5%減少

○ 審判請求の件数は 3,446 件と前年同期比 16.7%減少し、審判処理件数も 3,575 件で前年同期比 11.8%減少

- 権利別の審判請求件数では、特許・実用新案が 2,267 件(特許 2,179 件、実用新案 88 件)、デザイン 126 件と、前年同期比それぞれ 24.2%、11.9%減少した一方、商標は 1,053 件で 5.3%の増加となった。

2-2 技術補償基金 知財に最大 50 億ウォンまで支援

電子新聞(2013.8.5)

技術補償基金が特許権などの知的財産件に対し、最大 50 億ウォンまで保証を支援する。知財を買収・事業化する企業には、買収資金まで支援する。技術補償基金は、知財金融の活性化策として「知財評価保証」と「知財買収保証」を行うと 5 日に発表した。「知財評価保証」は、特許権などの知財全体を対象に、知財価値金額内で最大 50 億ウォンまで拡大支援する。利子負担の緩和などに向け、保証比率(最大 95%)と保証料(最大 0.5%)を優遇支援する。

知財の売買、実施権の許諾などで知財を買収する企業には、「知財買収保証」を通じて活用されていない知財をベースとした創業と事業化を活性化させる方針だ。技術補償基金は、2006 年から知財基盤の技術金融制度である「特許技術価値連携の保証」を施行している。創造経済の核心である知財による創業・事業化をうながすため、特許権以外にも著作権、先端産業財産権などの知財権にまで拡大保証支援する。

技術補償基金の関係者は、「知財金融支援に最適化された技術評価システムとノウハウを活用し、知財金融支援を強化して優秀な知財を事業化する企業がグローバル強小企業として成長できるよう、支援を行っていく考えだ」と説明した。

<クォン・ドンジュン記者>

2-3 韓国特許庁、四半期ごとに「知識財産統計 FOCUS」を発刊

韓国特許庁(2013.8.6)

韓国特許庁は、一般の人がより容易に知的財産統計にアプローチできるよう、「知識財産統計 FOCUS」を8月6日に創刊、発刊した。

本統計紙は、出願・登録統計、産業統計、国際統計、及びその他の消息統計などの5分野に分け、四半期ごとに発刊する予定だ。

従来の「知識財産統計年報」と「韓国の特許動向」は、行政処理が確定された統計を集合するため、前年度統計を翌年の下半期に発刊していた。また、「知識財産統計年報」の場合、数値中心の情報の羅列で、一般人には分かりにくく構成されている面があり、特許統計は、国際特許分類(IPC)に基づいて集計されるため、産業別の特許活動を把握することが難しかった。

今回の「FOCUS」は、一部の暫定統計を使用することで、より迅速な統計を提供し、数値をグラフ化して一見で分かるようにし、韓国標準産業分類とIPCとの連携表を適用して産業別の特許統計を提供するのが特徴だ。

また、「国際統計」と「紛争統計」欄には海外統計と紛争関連の統計、分析記事などを収録した。

本統計紙は、迅速な知財権統計を必要とする自治体、企業、韓国産業公団及び一般人を対象にオン・オフラインで普及する予定だ。

情報企画局のビョン・フンソク局長は、「有益で、より多様な知的財産統計を迅速に提供することで、肌で感じられる統計になるよう取り組んでいきたい。最新統計に基づき、迅速に戦略を確立したい一般人や企業に役立ったほしい」と述べた。

本統計紙の詳細な内容は、韓国特許庁のホームページに掲載されている。

2-4 韓国特許庁と信用保証基金 「知的財産保証」を新規施行

韓国特許庁(2013.8.7)

創業・中小企業が特許権など知的財産を基盤に、信用保証基金から最大10億ウォンの保証書を受けられる「知的財産保証」が今月から本格的に施行される。

韓国特許庁と信用保証基金は、8月6日、信用保証基金の本社において知的財産保証の施行のための「知的財産金融支援の活性化に向けた了解覚書」を締結した。

今回の協定により、韓国特許庁は知的財産の価値評価に必要とされる費用を支援し、一方の信用保証基金は、価値評価結果を受けて保証を支援する。これで、知財を有している企業は、特許権などの知的財産権を利用し、事業化資金を調達できるようになった。保証支援規模は約3,000億ウォンであり、今後の運営成果に応じて一層拡大する予定だ。

今回の知的財産保証は、信用補償基金が一般運転の資金における保証限度に追加保証を支援する制度として、売り上げ実績による保証限度の差をおかず、10億ウォンの保証限度範囲内で知的財産の価値評価結果に応じて資金を支援する。また、保証料率は最大0.5%ポイント減、保証比では最大100%まで優待するなど、優秀な知的財産を保有した

企業に対し、肌で感じられる恩恵になるように設計されている。

韓国特許庁は、2006年から技術保証基金と連携し、「特許技術の価値評価連携保証」を施行しており、特許権を保有している中小企業を対象に金融支援を行ってきたほか、今年の3月には、韓国産業銀行と「知的財産権(IP)担保ローン」を発売し、知的財産権の評価結果を銀行の直接貸出しとも連携した実績がある。今回の協定によって施行される知的財産保証は、特許権など知的財産権を保有した中小企業の資金調達の手段がさらに拡大することに貢献すると考えられる。

キム・ヨンミン特許庁長は、「今回の協定を契機に、優秀な知的財産権を保有している企業の資金調達がより容易になると期待されている。今後とも、国内に知的財産金融が一層広がることを積極的に支援していきたい」とコメントした。

信用保証基金のアン・テクス理事長も、「これまで、R&Dや知的財産に対する保証制度が整えず、多くの企業が優秀な知的財産を保有しても保証支援を受けられなかった。今回の協定を契機に、知的財産権の保有企業の金融へのアプローチが非常に改善すると期待されている。今後とも優秀な知的財産権保有企業を積極的に選定・育成し、知的財産基盤の創造経済を活性化するにおいて一層努力していきたい」と話した。

一方、この日、韓国特許庁と信用保証基金の了解覚書の後、韓国発明振興会と信用保証基金も了解覚書を締結し、知的財産保証のための価値評価の随行、知的財産保証のための評価システムの構築などについて、公共機関同士の業務協力も強化していくことで合意した。

2-5 知財の価値 金額に換算してDB化する

電子新聞(2013.8.9)

大学・公的研究機関の技術移転組織(TLO)が特許などの知的財産権を取引する時、技術評価機関の価値評価が義務付けられる。知財価値評価の結果と取引価格をデータベース(DB)化し、市場価格の形成基準とする方針だ。国家知的財産委員会は、「TLOで技術を取引する時、対象技術の価値評価は行っていない。指定された知財価値評価機関で評価をし、一定金額を基準として取引を行うよう規定を見直す一方、DBとして蓄積する計画だ」と8日に発表した。

「産業教育振興および産学研協力促進に関する法律(産促法)」では、大学が保有している技術価値評価を通じて、評価金額を現物資本金として出資した技術持株会社を設立し、事業を遂行できるよう規定している。しかし、技術事業化ではない知財を取引する時は、事前の価値評価は義務化されておらず、価格形成などに困難があった。知財委の関係者は、「知財取引の基本になる価値評価がまとまらず、事業化しても成果を出し難い特許が出回る場合もある。知財に基づいた創業や事業化などにネックとなっている」と指摘した。

韓国知的財産研究院によると、大学・公的研究機関が技術評価専門機関に技術評価を

依頼した割合は、2011年ベースで36.5%と調査された。技術評価を行ったことのない大学は68.6%、公的研究機関は54.9%だ。

知財委は、技術移転・事業化促進法、産促法などの関連法案の改正を通じて、前価値評価随行を義務化したいという。未来創造科学部の知的財産戦略企画団のコ・ギソク団長は、「毎年TLOで取引する知財価値評価をDB化すれば、価格形成に貢献するだろう。評価価格と実際の取引価格に差があれば、変動性情報データも管理機関に提出できるガイドラインを作成中」だと説明した。

TLOで知財価値評価を活性化することができるよう、関連予算も拡大する計画だ。現在、知財価値評価の支援予算は、韓国特許庁からの20億ウォン程度だ。知財委は、TLOがコスト負担により、価値評価の依頼ができない状況を踏まえ、韓国特許庁の予算拡大だけでなく、価値評価機関の関連事業予算の確保も推進するという。コ団長は、「TLOにおける知財価値評価の活性化を図ることで、実務で活用しやすい市場情報を蓄積することができる。案件をもう少しきめ細かくし、22日に開催される政策協議会で具体化させる計画だ」述べた。

<クオン・ドンジュン記者>

2-6 主要国特許庁の審査進行情報が一目でわかる

韓国特許庁(2013.8.12)

韓国特許庁は、8月12日からファミリー出願件に対する主要国特許庁の審査進行情報が一度で見られる「審査進行情報の統合照会サービス(OPD:One Portal Dossier)」を審査官に提供すると発表した。

OPDサービスが開始されれば、ファミリー出願件におけるIP5(韓国、米国、日本、ヨーロッパ、中国)特許庁の出願書、意見提出通知書、登録決定書などの出願、審査、登録過程のすべての審査進行情報を一度で見られる。

OPDサービス開始前には、審査官が各国特許庁のホームページに接続して審査進行情報を確認しなければならなかったが、OPDサービスの提供により、効果的な審査環境が構築された。

また、OPDサービスには、中国特許庁の審査進行情報も提供されるため、中国への特許出願件に対する効率的な審査が期待されている。

OPDサービスは、2008年からスタートした先進5特許庁体制(IP5、韓国、米国、日本、ヨーロッパ、中国)の情報化協力事業の一つとして、「サイバー世界特許庁」の構築をモットーに進められてきた。

韓国特許庁は、2012年12月にサービス開発を完了し、今年4月から6月までの約3ヶ月間、海外特許庁の間でテストを行い、サービスをオープンした。

今後は、OPDサービスを国民に公開する案も検討されている。

その一環として、6月、カリフォルニア州で開かれたIP5特許庁首脳会議において先

進 5 特許庁は、OPD サービスを国民に公開する案に原則として合意し、現在、対象文書と時期などを実務レベルで議論している。

OPD サービスが国民に公開されることになれば、出願人の立場から海外特許庁の審査方向を確認することができるようになり、効果的な海外出願戦略の確立が期待される。

韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、「本サービスの開始により、審査官がより迅速かつ効率的に審査できるようになった。今後とも、海外特許庁と協議して OPD サービスが国民に提供されるように最善を尽くしていきたい」と述べた。

2-7 中国科学院 科学技術翰林院と知的財産過程を新設

電子新聞(2013.8.13)

韓国と中国の代表的な科学技術団体が共同で専門知的財産の教育過程を新設する。学校や企業を中心に、最高責任者を中心とした科目がしばしば開かれたことはあるが、両国の科学技術団体が主導し、専門教育過程を新設するのは今回が初めてだ。知識センターは、中国科学院、韓国科学技術翰林院と共同で、知的財産の最高責任者過程 1 期を募集すると発表した。中国科学院は、1949 年 11 月、北京に設立された自然科学分野における中国最高の学術機関だ。その傘下に中国内の 11 の分所、84 の附属機関、1 の附属大学を置いている。

実務進行を担当する知識センターのキム・ホンギ会長は、「知的財産は、もはや選択でなく必須になっている。特に、著しく発展する中国と共同で、中小企業の CEO や法律関係者を対象に教育過程を新設したため、関心が高まっている」と説明した。

有料過程となっている「中国科学院の知的財産に関する最高責任者過程」は、来月 3 日から始まり、12 月まで 13 週間、毎週火曜日に開かれる。教育対象は、CEO や役員などの幹部、弁護士や弁理士などが参加できる。韓国発明振興会と知識センター、グリーンライフ知識経済研究院が共同で主管し、韓国特許庁と大韓弁理士会などが後援する。

知的財産経営の失敗と成功事例、創造経済の実現における科学技術、知財エコノミー、創造経済時代における企業革新などを主題に開かれる。お問い合わせは(031)746-6191。

<カン・ビョンジュン記者>

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 異例な拒否権の行使…今後の特許交渉にも影

電子新聞(2013.8.4)

米国のオバマ大統領が ITC 決定について拒否権を行使したのは異例だという評価が出ている。米国の政治界と産業界が拒否権行使を求めた全方位のロビが通じたという分析

も浮上している。米国の裁判所と行政部がともに自国企業のアップルに軍配をあげ、今後のサムスン電子とアップルの特許交渉も難航が予想されている。



異例な拒否権の行使=ITCの決定に対する米国大統領の拒否権を行使は、実際の効力を失っているといわれていた。これまで、計6回の拒否権の行使があったが、1987年を最後に一度も拒否権の行使はなかった。

今回にも、オバマ大統領が拒否権を行使するという見通しが一部ではあったが、可能性は低いと予測されていた。自国企業の保護も大事だが、特許権を尊重するのも大切な価値であるためだ。

外国メディアも驚きを隠さなかった。USTRの書簡が知られた後、外国メディアは一斉に今回の決定を報じた。Cネットは、「予想外の決定だ。多くの法律専門家は、米政府が今回の特許紛争に加入しないことにより、アップル製品の輸入差し止めが公式に発行されると予想していた」と報じた。

一部のメディアは、「標準特許乱用が核心」だと分析し、また一部では、「アップルの勝利」だと表現した。

保護貿易? =米国メディアは、オバマ大統領の拒否権が標準特許乱用に対するけん制だと分析している。

6月、ITCの決定を前に、オバマ大統領は、メディアを通じてITCが輸入差し止め措置を決定することにより慎重になるべきだという内容のコメントをした。また、標準特許に対するいわゆる「フランド(FRAND)」に関連し、輸入差し止め措置を、より慎重に見た

という解釈だ。

しかし、結果として「自国企業の保護」だという非難は避けられなさそうだ。特に、拒否権行使の前に、政治界と産業界はさまざまな角度からロビ活動を行ったためだ。

特に、上院議員4人が USTR 代表に対し、「公益を慎重に考慮してほしい」としてアップル製品の輸入差し止めに対する拒否権の行使を求める意味の書簡を送ったのが政治的な圧力だと分析される。米国産業界も大統領を圧迫した。米国最大の通信キャリアのベライゾン・コミュニケーションズの副会長は、ウォール・ストリート・ジャーナル (WSJ) への寄稿を通じて間接的に、AT&T は、拒否権の行使を直接うながした。

特許合戦に「影を落とす」＝拒否権の行使により、サムスン電子とアップル間の特許交渉において、アップルが優位を示したと評価された。ITC の決定通り、輸入差し止めとなれば、アップルは直ちに打撃をこうむる。こうした場合、これまで、クロスライセンスに及び腰だったアップルが積極姿勢に転じ、交渉が急進展するという見通しが提起されていた。しかし、拒否権の行使により、アップルが有利となった。

ただ、米国を除いた欧州や日本、豪州などでは、対等な攻防を交わしており、アップルの優位が長く保てないと予想される。

チョンドンジュン特許法人のス弁理士は、「拒否権を切りだした理由は、戦っても有利な立場はないということを示す目的があるかもしれない。一方が圧倒できないので、適切にクロスライセンスや、和解して解決してほしいというメッセージなのでは」と分析した。

<クオン・コンホ記者>

3-2 米政府、ITC の判決に拒否権を行使

デジタルタイムズ(2013.8.5)

米政府は、3日、アップルの「アイフォン4」と「アイパッド2」などの輸入差し止めを決定した米国国際貿易委員会 (ITC) の決定について拒否権を行使した。当初、これら製品についての米国内への輸入差し止めが5日から施行される予定だったが、拒否権の行使により、通常の輸入が可能となった。米政府が ITC の決定を覆し、アップル製品の米国への輸入を許可したのだ。

米国の大統領が準司法機関である ITC の決定について拒否権を行使したのは25年ぶりのことで、「米政府が自国企業を保護するため保護貿易主義のカードを切りだした」という非難は避け難いだろう。

米国通商代表 (USTR) のマイケル・プローマン代表は、3日、ITC の委員長に送った書簡において、「貿易政策実務協議会 (TPSC)、貿易政策検討グループ (TPRG)、関連当局及び当事者と協議を行った結果、ITC の輸入差し止め決定を承認しないことを決めた」という姿勢を明らかにした。また、「今回の決定は、米国経済と、米国の消費者に与える影響など、さまざまな政策的考えについて検討した結果だ」と背景を説明した。

今回の決定により、アップルは、「アイフォン4」と「アイパッド2」など、中国で生産する旧型スマートフォンとタブレット製品を米国に輸入できるようになった。

6月初めに ITC は、アップルの旧型製品がサムスン電子の特許一部を侵害したと判定し、この製品を米国内に輸入差し止めすべきだと提示し、こうした内容を米政府に勧告した。

フリーマン代表がサムスンの特許権は依然として有効だという立場を示してはいるが、「米政府が一方的に自国企業をひいきした、保護貿易主義の典型だ」という非難があがっている。

一方、米政府が ITC の勧告を拒否したのは、1987 年以降、25 年ぶりのことであるため、関連業界をはじめ、米国のメディアも「異例的な措置だと」評価している。

特に、オバマ大統領が ITC の決定について拒否権を行使したため、産業界をはじめ、政治界にも波紋が広がりそうだ。

米国の現地では、政治・経済界がホワイトハウスに対し、露骨なほどロビー活動を行ったことが有効だったのではないかという分析が出されている。

実際に、民衆・共和両党の上下委員が最近、フリーマン代表に書簡を送り、「公益を慎重に考慮することを求める」として拒否を求めたほか、米国の通信キャリア AT&T も貿易代表に拒否権の行使を露骨に求めている。

米国メディアも、米政府の今回の決定が非常に異例的だと分析している。

ウォール・ストリート・ジャーナルのオンライン版では、「今回の拒否権は、数年間の ITC 判決の事例においても大変ドラマチックな事件だ」とコメントした。また、USA TODAY は、「拒否権の行使が前例のないことではないが、大変レアである」と述べた。

米政府の拒否権行使により、サムスン電子とアップルの雰囲気は逆転した。

サムスン電子としては、6 月の ITC の決定で状況が有利に変わったが、米政府が拒否権を行使したため、また状況は最悪になった。

サムスン電子は 4 日、公式コメントにおいて「アップルがサムスンの特許を侵害し、ライセンス交渉に誠実に応じなかったことを認めた ITC の最終判決が受け入れられなかったことは大変残念なことである」という立場を示した。

専門家は、再び窮地に立たされたサムスン電子が今後、アップルと交渉を行って状況を打開する可能性が大きいとみている。

しかし、アップルのスポークスマンは、声明を出し、「われわれは、今回、重要な事案においてイノベーションを支持した米政府に喝采を送りたい」と歓迎の意を表した。

<キム・ユジョン記者>

3-3 韓国政府 USTR の輸入差し止め拒否権行使に懸念を表明

電子新聞(2013. 8. 5)

韓国政府は、5 日、アメリカ貿易代表部(USTR)が貿易委員会(ITC)のアップル製品の輸

入差止め決定に拒否権を行使したことについて、懸念を表明した。抗議のコメントはしなかったが、アメリカ政府の今後の決定を見守り、対策を用意する方針だ。

同日、産業通商資源部は、「USTR の決定は、サムスン電子が保有している特許権を保護するにおいて、マイナスの影響を及ぼしかねない」として、遺憾の意を表した。産業部は立場表明を通じて、「9日に予定されているアップルとの特許紛争の判決と、今後の米政府の動きを見守る一方、公正かつ合理的な決定が下されることを期待する」とコメントした。現在としては、懸念の表明以外の政府レベルでの対応は計画していない。

韓国政府は、USTR の拒否権行使について、「自国の法律と制度に基づいたもので、まだ米韓自由貿易協定 (FTA) などの通商協定に違反したとは見なせない」という見方を示している。韓国にも ITC のような貿易委員会があるが、国内の不公正な取引を扱う機関なので、アメリカで起きている事件に関与できる根拠はない。韓国政府は、公式な手続きよりは、非公式のチャンネルを利用し対応する可能性が高い。

政府関係者は、「現在は、アメリカに対する公式な異議申立ては検討していない。まず9日の ITC の判定の結果を待ってから、追加対応を考える計画だ」と述べた。

一方、サムスン電子は、7月初め ITC が特許侵害を認めなかったアップルとの特許訴訟3件を控訴した。この訴訟でサムスン電子が勝訴すれば、ITC は、アップル製品のアメリカへの販売差止め措置を下す可能性が高くなる。さらに、米政府が ITC の勧告案について再び拒否権を行使する可能性も残る。

<イ・ホジュン記者>

3-4 現代起亜車、米でスマート車の特許侵害で提訴され

電子新聞(2013.8.5)

現代・起亜自動車は米国で特許管理会社が提起したスマート車関連の特許侵害提訴に苦しんでいる。特許管理会社が昨年の下半期と今年の上半期に提訴した特許件数だけで20件以上にのぼっている。自動車と情報技術(IT)・電機技術の融合が加速化され、次世代スマート車のオリジナル技術の確保が「足元に付いた火」になっているという分析だ。

5日の業界によると、米国の特許管理会社 AVS(American Vehicular Science)社は、現代自動車と起亜自動車を相手に、10月と2月に米国テキサス州東部地方裁判所に特許侵害訴訟を提起した。AVS社が提起した訴訟は、車両のメンテナンスとモニタリングシステム、テレマティックスなど、スマート車のコア技術に集中している。

現代車は、「車両のメンテナンスのためのテレマティックスシステム(特許番号:US6738697)」などの12件の特許に関連して訴訟中だ。起亜車も「車両情報のモニタリングシステム及び方法(US7082359)」など11件の特許侵害訴訟に対応している。AVSが現代車と起亜車が共同で侵害したと主張する特許は8件だと確認された。

これに関連し、現代起亜自動車は、特許訴訟の対応策を急いでいる。会社の内部をはじめ、外部からも対応戦略の事例を収集しており、人材を拡充する作業が大掛かりに行

われたという。しかし、スマート車分野のオリジナル技術が不足しているため、対応は不十分だという。実際に現代車は、今回の訴訟と関連した1次答弁書の提出期限を1回延期した。

業界の関係者は、「最近、スマート車分野で特許管理会社性格の企業が主導する特許侵害訴訟が急増している。現代起亜自動車が米国市場でシェアを拡大しているが、スマート車関連のオリジナル技術が脆弱しているため、訴訟の対象になっていると考えられる」と説明した。

AVSは、昨年1月に設立し、わずか5カ月でトヨタとBMWを相手に特許訴訟を初めて提起した後、現代起亜自動車を相手に最も多い件数の特許侵害訴訟を提起したという。AVSは、特に、典型的な特許管理会社だといわれている。同社は、ATI(Automotive Technologies International)から310件の自動車関連特許を譲渡され、グローバル完成車メーカーを相手に無差別の特許攻撃を行っているという。

現代起亜車の関係者は、これについて「AVSが現代起亜車はもちろん、グローバル完成車メーカーを相手に特許訴訟を繰り返している。関連手続きに沿って適切に対応しているところであり、訴訟による賠償額などはまだ予測できないが、現地販売には異常はない」と説明した。

<ヤン・ジョンソク記者>

3-5 ITC アップルに軍配…米大統領の拒否権行使可能性は低い

電子新聞(2013.8.11)

アップルがサムスン電子を相手に提起した特許侵害訴訟において、米国際貿易委員会(ITC)がアップルに軍配を上げた。今回の決定により、10月から「ギャラクシーS」と「ギャラクシーS2」、「ギャラクシーTab 10.1」など、サムスン電子の旧型機種への輸出禁止の可能性が高まった。サムスン電子が受ける金銭的な被害は大きくないが、今後、特許交渉においてアップルが有利な立場を取った懸念されている。サムスン電子は、控訴などのすべての法的手段を取り、対応に乗り出す方針だ。

米国際貿易委員会(ITC)は、アメリカ時間の9日、サムスン電子がアップルの特許を侵害したという最終判定を下した。

ITCは、ウェブサイトに掲載した決定文において、「サムスン電子がアップルの一部特許を侵害した」として該当サムスン電子の機種への米国への輸入と販売を禁止すると発表した。

サムスン電子が侵害したという特許は、アップルが主張した4件の中で「ヘッドセット認識関連の特許」と「ヒューリスティック利用時のグラフィックユーザー環境特許」の2件だ。問題となったデザイン特許を含め他の2件は、侵害を認めなかった。

ITCは、特許を侵害した訴訟対象の製品について、オバマ政権に米国内への輸入禁止を建議した。当初、アップルは、サムスン電子の「ギャラクシーS」、「ギャラクシーS2」、

「ギャラクシーネクスス」、「ギャラクシーTab 10.1」などを訴訟対象にしたが、今回、2件の特許だけ侵害が認められたため、一部は最終輸入禁止のリストから除外される可能性もある。

オバマ大統領と貿易代表部(USTR)は、60日以内にITCの建議を受け入れるか、拒否権を行使するのかを決めなければならない。この検討期間中にも、供託金を出して販売と輸入を継続することができる。

専門家は、オバマ大統領が今回の決定に拒否権を行使する可能性は低いという見方を示している。前回のアップルとサムスン電子の特許侵害と関連し、拒否権を施行した理由は、標準特許乱用を牽制するという目的があった。しかし、今回は、標準特許ではない商用特許を侵害したため、拒否権行使の可能性が低いという見通しが提起されている。ただ、消費者の被害を懸念して拒否権を行使する可能性は残っているという分析も出ている。

サムスン電子は、今回の決定に遺憾を隠さなかった。さらに、オバマ大統領が拒否権を行使せず、判決を受け入れれば、控訴する構えだ。手続き上、輸入差止め措置を受け入れた後、控訴ができるためだ。

サムスン電子は、「デザイン特許は認められなかったが、サムスン電子の生産する携帯電話に対し、輸入差止め措置を下したことは非常に遺憾に思う。私たちの主張が受け入れられるよう、法的手続きをはじめ、すべての措置を取る考えだ」とコメントした。

<クオン・コンホ記者>

3-6 サムスンやLGなど韓国メーカーITCでの判決10件以上

電子新聞(2013.8.14)

サムスン電子とアップルの米国貿易委員会(ITC)における紛争は一段落したが、米国への輸入禁止はもう一つの紛争の火種とされている。サムスンとLG電子のITCにおける特許訴訟数件が判決を待っている状態だ。訴訟の大半は、パテントトロール(Patent Troll)と呼ばれる特許管理会社(NPE)が提起したものだ。アメリカ政府の保護貿易主義と絡み、韓国企業に相当な圧迫となる見通しだ。

電子新聞が特許分析会社「廣開土研究所」に依頼した特許絡みでITCに提訴されているサムスン電子・LG電子・現代起亜自動車の状況を分析した結果、サムスンとLG電子2社とも溪流中(Pending)にある事件が10件を越えている。

サムスン電子は、ITCの調査開始決定日を基準として2009年11月、ムルタ製作所から訴えられた件を始め2010年1件、2011年のアップル提訴件を含め3件が判決を控えている。昨年と今年もそれぞれ7件と3件提訴された。このなかで、解決された事件は、昨年初めの「デジテュードイノベーション」社が提訴した裁判1件(紛争調査番号337-TA-827)が唯一だ。

LG電子も2010年以後の訴えられた件数は、計16件にのぼっている。2010年1件、2011

年 6 件、昨年 7 件、そして今年 2 件だ。この中で、解決されたのはわずか 1 件で、サムスン電子と同じ「デジテュードイノベーション」が提訴した件だ。サムスン電子と LG 電子が訴えられた訴訟の大半は、スマート機器に絡んでいる。

現代・起亜自動車の場合は、GPS ナビゲーションシステムと関連の訴訟が 1 件 (337-TA-814) ある。現代・起亜車だけでなく、BMW・アウディー・GM・ホンダなどが共に訴えられたが、昨年末に解決された状態だ。業界では、現代・起亜自動車の訴訟件数が少ないのは、まだ自動車産業の特許紛争は ICT 分野ほど深刻ではなく、特許訴訟の発展段階上、ITC の提訴にまで拡大していないためだと分析している。

原告のタイプは、かつては製造会社が多かったが、最近では、パテントトロールと呼ばれる NPE が大半だ。NPE は、ペーパーカンパニーの場合が多いため、追跡が容易ではない。サムスン電子を提訴した企業は、2011 年以前にも東芝・富士通・SANDISK・イーストマンコダックなどの製造会社が大半だったが、最近では、エリクソンを除いては「ブラックヒールメディア」や、「インターデジタル」、「ウォーカーデジタル」など NPE と推定される会社が大半だ。連邦裁判所における訴訟に比べ、ITC の訴訟は、原告の立場では短期間に結論が出るため、コスト負担が少なく、一方の訴えられる側は、輸出が禁止され大きな被害をこうむる。IP キューブパートナーズのミン・スンウク代表は、「ITC における特許判決は、アメリカ市場で販売できる機会を奪われるため、破壊力が大きい。すでに台湾のある通信会社は、ITC に訴えられて相当な被害を受けた」と説明した。

専門家は、アメリカ政府の保護貿易主義と絡み合い、ITC を利用した特許紛争が韓国企業に深刻な問題として影響を与えかねないと懸念している。特許で巨額な収益を上げる NPE がこれを積極的に利用しているため、韓国企業には、相当な圧迫になるという分析だ。廣開土研究所のカン・ミンス代表は、「ITC における訴訟は、提訴される企業を圧迫する効果が大きく、結論が早く出されるため、特許管理会社の主な訴訟戦場として注目されている。特許訴訟に露出している企業は、侵害の可能性を最初から回避するとともに、特許管理会社の特許保有現状を把握するなど、対策を講じるべきだ」とアドバイスした。

<キム・ジュンベ記者>

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 インテル、北朝鮮進出に向け米政府に商標権登録を申請

デジタルタイムズ (2013. 8. 7)

米国の制裁を受けている北朝鮮で、インテルが商標権を登録し保護を受けるため、米政府に対し例外的な容認を求めたことが 7 日に確認された。米政府は前向きな反応を示しており、実現の可能性が高くなっている。

これは、ワシントンの公営ラジオ「NPR」が最近の情報公開手続きを通じて、米財務部傘下の海外財産統制局 (OFAC) から入手した秘密文書から確認された。

インテルは、昨年 8 月 15 日付で法律代理人「ノバク・トロス」が提出した要請書において、「米政府の対北朝鮮制裁の規定において、北朝鮮で商標権を登録し維持・強化していくよう、特定免許 (Specific License) を要請」したことを明らかにした。

大統領行政命令 13570 では、米政府の許可なしに北朝鮮の物やサービス、技術の輸入を禁止している。インテルは、この規定によって、北朝鮮で商標権を登録し知的財産権を保護するサービス活動まで制限されると判断し、例外を要請した。

インテルは、「知的財産権の保護は、米国の制裁対象から除外されると承知しており、制裁を受けているキューバやイラン、スーダンなどで例外を認められている。北朝鮮の政府や制裁対象でない者に資金を送付することもできるよう要請した」と説明した。

インテルは、平壤のユギョン洞にある牡丹峰 (モランボン) 特許・商標会社を北朝鮮における公式代理人として指定した状態だ。ワシントンの外交消息筋は、「対北朝鮮の制裁が緩和される場合に備え、北朝鮮市場への進出を模索しているのでは」と分析した。

これについてインテルは、「現時点で北朝鮮でのビジネスを計画していない。インテルは、世界の国境を越え、知的財産権の保護活動を行っており、今回の申請もその一環にすぎない」と述べた。

<アン・ホチョン記者>

4-2 サムスン電子 米特許庁に「ギャラクシー・ギア」商標出願

デジタルタイムズ (2013. 8. 7)

サムスン電子が米国特許庁に「サムスンギャラクシーギア (Samsung Galaxy Gear)」という名前のスマート腕時計の商標を出願したことが分かった。

アメリカ時間の 6 日、IT 雑誌「エンガゼット」は、サムスン電子が先月 29 日、米特許庁に「サムスンギャラクシーギア」という名称の商標を出願し、製品分類は「手首に着用するウェアラブルデバイス」に登録されているという。

出願書類において、該当製品が腕時計の形態をしたデジタル機器で、インターネット接続および電話、E メール、メッセージの送受信が可能だと説明したことから、サムスンのスマート時計の名称が「ギャラクシー・ギア」に確定されたと分析される。サムスン電子は、現在、韓国特許庁にも「サムスンギア」という名称で商標を出願したという。

<ソ・ジョングン記者>

その他一般

5-1 QR コードが多方面で特許出願が活発

韓国特許庁(2013. 8. 1)

スマートフォンの普及とともに QR コードも生活の様々な場面で利用され、関連の特許出願も急増している。

韓国特許庁によると、QR コードの特許出願件数は、最近の 5 年間着実に増加しているという。特に、2008 年には 3 件にすぎなかったのが 2012 年 402 件に急激に増え、年平均 3.40 倍の伸び率を示した。

実際に、QR コードは、その利用幅が非常に広い。夏休みを例にしても、QR コードは使える。雑誌で見つけたペンションもそのページに載せられた QR コードを読み込んで予約することができる。また、各文化財の案内板にある QR コードを読み込ませるだけで関連情報の説明をはじめ、関連動画を各言語で楽しめる。もはや、QR コード一つで「撮って、見て、楽しむ」時代だといえる。

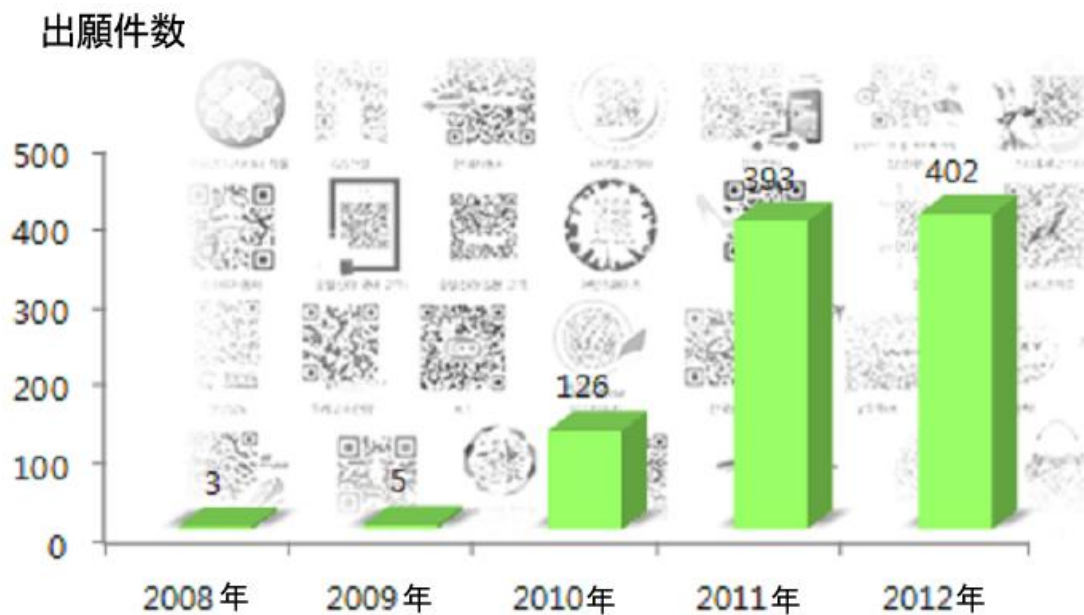
かつての QR コード出願は、リンクされたアドレスを入力して大容量の動画や音楽を提供する情報提供か、コードそのもののセキュリティを活用した決済・認証分野に限られていた。

だが、最近では、その範囲が広がり、物品などにも取り付けられてその生産流通などを全体的に管理する物品管理分野をはじめ、位置情報を提供する位置案内分野、コードを読み込んで保存されている特定の制御動作を行う制御分野にいたるまで、さまざまな場面で利用されている。

有効な技術としては、温度センサーと融合されて血液保管の管理を強化した QR コードが貼られた「血液パック」、スタンプの形で製作され、スタンプを押すように QR コードを製作・配布できる「QR コードスタンプ」、墓碑などに取り付けられ、故人との思い出などを映像で提供する QR コードを利用した追慕サイトなどがある。

韓国特許庁の関係者は、「QR コードは単純にバーコードを代替する物品管理に限られず、さまざまなセンサー技術と融合して多くの分野で利用されるだろう。関連特許出願も増加すると見込まれている」という見方を示した。

1. 年度別における QR コード出願の全体件数



2. 年度別における技術分野別の出願現状

		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	合計
応用	情報提供	0	2	43	128	142	315
	決済/認証	0	1	25	79	108	213
	物品管理	0	1	18	50	62	131
	位置案内	1	0	5	23	21	50
	制御	1	0	7	26	14	48
	文書管理	0	0	3	18	11	32
	その他	0	0	8	31	14	53
基本	QRコード部	0	1	9	19	22	51
	コード認識設備	0	0	5	6	4	15
	コード生成方法	1	0	3	13	4	21
合計		3	5	126	393	402	

5-2 金融界 知財支援ブーム

電子新聞(2013.8.11)

韓国政府が想像経済のエンジンとして知的財産権の活性化をかけた、金融界も数兆円規模の支援を行う。金融界が担保と実績がなく、銀行の敷居が高かった技術型中小企業の支援に積極的に乗り出す。

国策銀行と保証機関に続き、民間の金融会社も競って知財を組み合わせたローンを発売し、様々な支援策を設けるなど、優良な知財中小・ベンチャー企業を取り込むための競争をはじめた。専門家は、知財金融支援策が産業の活性化にまでつながるためには、公正な知財価値評価の基準が急がれると指摘する。

企業銀行は、今年、特許・実用新案・著作権など、知財を保有している企業に対し2500億ウォン規模の支援を決めた。500億ウォンは直接投資、2000億ウォンは貸出しの形で支援する。同銀行は、「知的財産基盤の中小企業に資金を貸し出す「知財保有企業に対する保証付貸出し」も2000億ウォン規模で運用する。すでに知財ファンドに100億ウォン(5件)、文化コンテンツ知財には40億ウォン(21件)を支援した」と説明した。

KB国民銀行も5月から「KB技術想像企業の成長支援ローン」をはじめた。知財企業の資金繰りを解決するため、技術補償基金から技術保証書と技術評価認証書を受けた企業に保証付き貸出し+信用貸出しを支援する。

ハナ銀行は、知財を担保として求める与信システムの見直し作業に突入した。主管部署となっている中小企業部と審査部間の協議を経て、与信金融支援に知財を対象とする作業を進めている。シンハン銀行は、金融界では初めて、知財企業から有望技術を保有した企業をも支援するため、技術評価専門部署の産業技術評価チームを新設した。

優秀な技術を保有している企業向けの「技術型創業企業ローン」も登場した。ウリ銀行の関係者は、「特許と実用新案、営業権を保有した企業は、初期のR&D投資費用により、シートバランスなどの実績がよくない。これを踏まえ、審査用件を緩和する作業を行っており、運転資金の支援策を設けて8月中に実施する計画だ」と述べた。

産業銀行や輸出入銀行などの国策銀行も知財分野に史上最高値の資金を投じる方針だ。産業銀行は、知財専門企業を始め、技術型企業を支援するため、3兆ウォンの創造経済特別資金を投入する。知財企業の世界化に向け、輸出入銀行は、下半期だけで1500億ウォンを投じる。その他、信用保証基金と技術保証基金も今年、知財保証にそれぞれ3000億ウォン、2000億ウォンを投じるという。

創造経済の活性化を掲げた金融支援が相次ぎ、一部からは、重複投資の防止と、価値評価の基準が先行されるべきだという指摘も出ている。未来の収益に基づいた知財の特徴上、市場では、価値評価の結果に信頼はなく、客観的な価値の検証と金融界内での審査・評価人材を配置すべきだという主張だ。

韓国知識財産研究院のリュ・テギョ研究委員は、「信頼を担保する専門人材、DB活用システムの基盤が弱い。専門評価機関の育成と管理戦略が求められている」と強調した。

5-3 科学技術競争力 米国には4.7年遅れ中国より1.9年先行

電子新聞(2013.8.13)

韓国の電子・情報・通信分野の技術力が世界最高水準に近いということが分かった。一方、航空・宇宙分野は中国よりも遅れている。

未来創造科学部と韓国科学技術企画評価院(KISTEP)が120の国家戦略技術を対象に行った「2012年度技術水準評価」の結果を12日に発表した。それによると、2010年には韓国が2.5年先行していた中国との技術格差は、2012年に1.9年に縮まった。

韓国は、中国より29の技術が2~7年、68の技術が1~3年、9の技術が1年以下、先行しているが、13の技術では、中国が韓国を追い抜いた。宇宙ロケット開発技術(7.2年)、宇宙監視システム技術(6.1年)、宇宙飛行機の開発・管制運営技術(4.5年)、未来型有人航空技術(3.8年)など、航空宇宙分野の技術で中国が韓国より先行していることが分かった。

最高技術国のアメリカに比べ、韓国の国家戦略技術は4.7年遅れている。これは、2010年5.4年だった技術格差が0.7年短縮されたものだ。韓国より技術先進国である欧州連合(EU)や日本との技術格差は、それぞれ4.5年から3.3年、3.8年から3.1年に縮んだ。

韓国の120の国家戦略技術の水準は、アメリカの77.8%水準だと評価された。2010年95の国家重点技術を対象に行った評価の結果は76.5%だったが、これより1.3%ポイント向上した。

アメリカを100%だとして、5国の比較対象国(米欧日中韓)の技術水準は、アメリカ(100%)、EU(94.5%)、日本(93.4%)、韓国(77.8%)、中国(67%)の順となった。

国家戦略技術の中で最も水準の高い分野は、電子・情報・通信分野(82.2%)で、米国との技術格差も2.9年だ。しかし、航空・宇宙分野は66.8%で中国より低く、アメリカとの技術格差も10.4年だ。

120の国家戦略技術を技術水準によって最高・先行・追撃・後発・老朽の5つのランキングで分類すると、36の技術は先行グループに、83の技術が追撃グループに入っている。「宇宙監視システム技術」は後発グループに属している。

最高技術は1つもなかった。アメリカは、97の技術が最高グループに、日本は14、EUは10の技術が最高ランキングに属した。中国も「漢医薬の効能および機転究明技術」分野で世界最高の技術を有していると評価された。

この10年間(2002~2012年)の国家戦略技術と関連した論文のシェア平均率は、(世界優秀学術論文のデータベースに搭載された論文数における該当国の論文数の割合)は、3.5%と、EU(23.5%)、アメリカ(19.2%)、中国(16.9%)、日本(6.8%)に押されて5位にとどまった。論文の質を表わす影響力指数では、アメリカ(1.47)、EU(1.16)、日本(0.86)、韓国(0.73)、中国(0.35)の順だ。

国家戦略技術特許の10年間におけるシェアの平均率は、アメリカ(47.3%)、EU(16.6%)、日本(13.2%)、韓国(8.5%)、中国(1.4%)の順で、特許の影響力指数は、アメリカ(1.29)、日本(0.64)、EU(0.55)、韓国(0.49)、中国(0.34)の順となっている。

技術水準の評価は、△電子・情報・通信、△医療、△バイオ、△機械・製造・工程、△エネルギー・資源・極限技術、△航空・宇宙、△環境・地球・海洋、△ナノ・素材、△建設・交通、△災害、安全などの10大分野を対象に2年ごとに行われる。

<リュ・キョンドン記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム